



インド社会とカースト制度

二木, 敏篤

(Citation)

兵庫地理, 15:45-53

(Issue Date)

1971-03-30

(Resource Type)

journal article

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90002270>



インド社会とカースト制度

二 木 敏 篤

〔はじめに〕 その名前ほどには知られざる国の一つにインドがある。それでもカースト制度の存在は仏教を通じて早くからわが国に知られていた。だがその内容の理解度となると問題である。旅行を通じて観察に留意してきたが単なる旅行者である私には殆んど収獲はえられなかった。しかしホテルや列車内で、床の清掃をベアラー（給仕）に頼んでも、自分ではせずに必ずスィーパー（掃除夫）を呼びつけてさせる。庭の清掃はまた別で更に下層カーストであるマリー（庭師）の担当となる。よくみかけた青空床屋はナーイ、洗濯屋はドービーといって汚れを扱うために下層カーストとなっている。どこでもみかけた茶店のカップは共用されぬように素焼きで、一人が飲む毎に叩き割るといったことにもカーストの慣習が生きている。村はずれに小さな泥の家屋が密集していればきまって不可触賤民の住居である、といったことにカーストの一面を知りえたにすぎなかった。

〔カーストの起源〕 カースト Caste とは、ポルトガル語の Casta（種族の意）、その語源がラテン語の Castus（血の純潔）に由来する英語であることは周知の事実である。BC 17 世紀頃、インドへ侵入したアーリア人がインダス文明の担い手でもあった原住民を次第に征服し、Punjab から東進して BC 6・7 世紀には、ganga・yamuna 両河地域に定住して農耕集落を形成していく。この過程で彼らの残した最古の文献が “リグ・ヴェーダ” である。

「ダーサの色（黒色の原住民）を屈服せしめ、消滅せしめたる彼、勝ち誇る賭博者のごとく、勝利を博して、賭物たる部外者の豊かなる財産を収得したる彼…（リグ・ヴェーダ讃歌インドラの歌 2・12）」

このダーサ Dāsa あるいはダスュ Dasyu というのがアーリア人に征服された原住民のことで、白い皮膚のアーリア人にたいしてダーサのそれは黒色であり、集団でアーリア人の共同所有となった。ダーサは南インドに現住するドラヴィダ族とみられ、両者の色の差、ヴァルナ（色、Varna）が一般に私たちが考えているカーストのインド名である。すなわち、アーリア人で成員権のあるブラーマン（祭官階級）、クシアトラ（王族階級）、ヴィシュ（庶民階級）の 3 ヴァルナにたいし、最下層にあって成員権なく、上層 3 ヴァルナに奉仕する義務をもったダーサがシュードラ（奴婢階級）となった。

「彼（原人）の口はブラーフマナなりき。両腕はラージャニア（王族武人階級）となされたり。彼の両腿はすなわちヴァイシアなり。両足よりシュードラ生じたり。（プルシアの歌）」

これは「リグ・ヴェーダ」のうち最も新しい時代に属する部分でBC 500年頃にあたるものと推定され、4 ヴァルナがはじめて列挙されたものとして重要である。少くともこの頃にカーストは何らかの形で存在していたことを示すが、その起源については、Punjal 時代に、すでに職能による手工業に分業がおこり、それを庇護する戦士階級があったとしてカーストの萌芽を認める説があれば、Ganga 流域に定住し、部族社会のうえにラージャ（王）が支配権をもつ。しかし決定的な力なく、ブラーマンの援助をかりてヴァイシア・スードラを抑えていく過程でカースト制度が形成されていったとみる説もある。そして祭式、供儀を重んずるバラモン教の教義が複雑化するなかで祭司としてのブラーマンが特別な社会的地位をえて閉鎖的身分制度を確立していった。BC 200 年からAD 200 年の間につくられた「マヌの法典」は法律、宗教、道徳、習慣を含む宗教聖典で、ブラーマンの特権と社会的優越性を法文化したものである。

しかし、カーストの起源には定説なく論義あるところなのでこの問題に深入りは避けるが、ともかくその起源が古い時代に遡りうることは確かである。そこでのカーストとは、「マヌの法典」に初見するヴァルナ（四姓）制度であり、このヴァルナの他にアウトカーストとしての不可触賤民を加えて5つの階級区分をカーストのすべてと考えるとすればそれは誤りである。この意味で現存するカースト制度は、バラモンが一つの階層として優越した意識をもって存在するのと不可触賤民が最下層階級を構成するほかは不明確であり、4 ヴァルナ区分を虚構と主張する説すらある。

つまり、インドにおけるカースト制度とはサブ・カーストとしてのジャーティ Jāti を指すのであって、ヴァルナとは異質の多くのジャーティ集団が現実に関業や祭式、裁判から日常生活全般にわたって規制しているのである。1931 年センサスでは 800 のジャーティが数えられ、更に 2000、3000 ともいわれ、そのとりあげ方によっては無数に存在するともいえる。

BC 290 年頃、Syria 王 Seleukos 1 世の使節として訪印したギリシア人 Megasthenes は「インド誌 (Ta Indika) 4 巻」のなかで 7 種のカースト集団をあげているが、そこにジャーティが示されており、カースト固有の職業以外に就業できぬことを記している。BC 6～AD 2 世紀に形成されたとみられるジャーティとヴァルナとの二重構造がカースト制度の理解を困難にしている。

〔カーストの特質〕 カーストの基本的概念構成は次の2点とみることができる。

① 因果応報

② 浄・不浄の観念

前者は前世の生き方の応報とし各カーストに出生し、優越者に服従することで来世に高い地位（カースト）を得られる、つまり生得的に属するカーストが決定されている。後者は低い階層ほど汚れが大きい。生物死体・排泄物処理などに携わる職業は不浄である。洗濯屋Dhobiは汚物を扱うために下層カーストとなる。このように職業に基づく不浄観と、儀式序列、食習慣など生活慣習による不浄観が併存する。下層の者に接触すれば汚れるので浄めの儀式によって汚れを伝わねばならない。

カーストの特質としては

① 内婚制

② 職業の世襲と差別

③ 共餐

の3点があげられる。①は同一カースト以外とは結婚せぬことであり、これは厳守される。しかも近親結婚を避けるため、血縁関係はもちろん、伝説的なカースト成立にまで遡って結婚対象を除外することもある。映画主題に異なるカースト成員の悲恋物語が多く、学校では男女が隔離されているのもそのためである。

②は職業が世襲され、それぞれの職業は各カーストが独占し、原則として転業できぬ。しかも、職業には上下の序列があり、同一職種でも出身、系譜で序列が定まっている。一般には農耕カースト（地主・富農・自作農）につき職人、商人そして最下層に小作農、農業労働者、サービス関係の職業がくる。非農業カーストは農業に従事できるほか、カーストのない新しい職業に転ずるといったある種の柔軟性がある。尚、職業世襲はサービス相手（顧客）の世襲を含み、これも変更することは許されない。客も先祖伝来の取引相手を固守せねばならない。③は食事規則が細かく定められ、共同食卓で食事できるのは同一カースト内であり、上層カーストは下の者から食物や飲水は絶対にうけとらぬ。かつてはバラモンはバラモンのレストランのみで食事するといった区別すらあった。1920年の大飢饉のさい、イギリス政庁の食堂解放に集まった餓死寸前の民衆が、料理人、食卓でのカースト戒律遵守を要求し、それが容れられて始めて食物を口にしたというが、この一事にも、これを如何に重くみるかがわかるのである。

〔Mohana村のカースト構成〕 具体例として、Lucknow近郊8マイルのMohana村（仮名）を調査したLucknow大学のMajumdarの報告を引用して
(註1)

みよう。階層構成を第1表に示したが、全村15のカースト（一般の村では10～30のカーストからなる）は上・中・下層の3グループに分けられ、上段ほど序列

第1表 Mohana 村のカースト ヒエラルキー

上層カースト		Brahmin (僧侶) Thakur (農業)
中層カースト	(I)	Ahir (酪農) Kurmi (農業) Gadaria (農業)
	(II)	Lohar (鍛冶屋) Barhai (大工) Kumhar (壺づくり)
	(III)	Nai (床屋) Kathik (踊手) Kalwar (商業)
下層カースト		Pasi (雑役) Dhobi (洗濯屋) Chamar (皮職人) Bhaksor (かごづくり)

は高い。下層の4カーストは不可触賤民で、122世帯のうち59世帯を占めている。この序列をヴェルナでは分類できず、共餐、食物や飲水のうけとり方、集会の座席位置や挨拶の仕方などに示されるカーストの優劣の見地からはじめて階層区分が明確となる。

村の支配カーストはThakur と呼ばれる農業カーストで、全村の4割以上の土地を所有し経済面で実権を握っている。それは、18世紀中葉のムガル帝国衰退期に、この地方に発生した反乱征討に派遣された Chauhan Thakur が52ヶ村鎮圧に成功、そのまま同地に留まり、支配者となる。彼の死後、3兄弟に支配地は分割され、そのうち次男に分与されたのがMohana村を含む12ヶ村であったという。カーストにより衣服・所持品まで規制がある。とくに動物死体処理をうけもつChamarは上層カーストの身体や所持品に触れることはもちろん、その影さえ汚れるとされる。独立間もない1949年頃に村のカースト秩序打破を意図する事件が生じた。それはPasiカーストがカースト会議で、今後Brahmin以外から食事を受け取らぬと決議した。これはBrahminの他は上位として認めぬことを意味する。早速Thakurは集会で今後Thakurの土地への家畜放牧禁止のほかあらゆる方法を講じてPasiボイコットを決める。更に他カーストにも命じてPasiへの一切のサービスを禁止した。ThakurはPasiに無償で貸与していた土地も取りあげる手段にでたため、彼らは警察に訴えた。警察では合法としてとりあげず遂にPasiは分裂し間もなくThakurに屈伏して地位向上の試みは水泡に帰したのである。

土地所有にも示される通り、カーストヒエラルキーと経済力がほぼ相関することのなかに差別が維持される大きな理由がある。Mohana村では15のうち14カーストが土地所有、あるいはThakurからも借地して農耕を行なっている。それは世襲職業だけで生計維持が困難なため、世襲職業だけで暮すのはBarhai

第2表 Mohana 村の構成 土地面積単位は pakka bighas 家畜は牛、水牛、山羊

	世帯数(％比)	人口数	土地所有(％比)	1世帯当り 面積	家畜数(％比)	カースト職業 (男)	カースト職業 (女)	備考
Brahmin	3 (2.5) %	9人	9 (2.2) %	3	4 (0.7) %	○		1戸は商業
Thakur	22 (18.0)	129	170 (41.3)	7.7	167 (30.9)	○		
Ahir	18 (14.7)	65	39 (9.4)	2.2	87 (16.1)	○	○	
Kurmi	1 (0.8)	1	1 (0.24)	1.0	1 (0.2)	○		
Gadaria	4 (3.3)	12	14 (3.4)	3.5	14 (2.6)	○		商業、刈分小作
Lohar	1 (0.8)	10	*2 (0.48)	2.0	5 (0.9)	○		
Barhai	3 (2.5)	15	9 (2.1)	3.0	14 (2.6)	○	○	
Kumhar	5 (4.1)	35	35 (8.5)	7.0	22 (4.1)	○	○	
Nai	3 (2.5)	19	1 (0.24)	0.3	— (—)	儀式手伝 ○ メッセンジャー	儀式手伝	商業、刈分小作
Kathik	1 (0.8)	3	— (—)	—	— (—)	○	留守番	
Kalwar	2 (1.6)	13	4 (0.97)	2.0	9 (1.7)	○	○	
Pasi	21 (17.2)	111	62 (15.0)	2.9	84 (15.6)	○	農業労働 家事手伝	
Dhobi	7 (5.7)	34	13 (3.1)	1.9	28 (5.2)	○	○ 儀式手伝	妊婦看護
Chamar	29 (24.8)	141	52 (12.6)	1.8	94 (17.5)	○	農業労働	
Bhaksor	2 (1.6)	6	— (—)	—	9 (1.7)	○	○	
計	122 (100.0)	603	411 (100.0)	?	538 (100.0)			

で2戸、Kumharの1戸、Chamar 4戸にすぎない。女子は下層になるにつれて労働力として期待されるようになる。Thakur, Kathikが各1戸、商店を経営するほか、9名の都市通勤者がでており、最近の経済的変動のなかでカースト構成に変化を生じているが、農業への依存度はかえってたかまっているようである。

カーストヒエラルキーは居住形態にも示される。Brahmin, Thakurは南部の最良の地に一面をなすほか人数の多い各カーストはそれぞれ居住区を構成し、下層カーストは村の片隅、あるいは村はずれの地に彼らだけで住んでいる。

各カーストは職業上の倫理規範、礼儀、結束強化のため村をこえたカースト会議(パンチャート)をもち、不法な結婚・性的交渉、家族の紛争、土地争い、その他カーストの名誉を傷つけるような事件に関与し、裁判を含む制裁機関の役割を果たしている。Gujarat州のモード・バニアカースト(バニアとは商人カースト)であったMahatma Gandhiがイギリス留学を決意したときも、彼の属するカーストの総会が開かれた。その意志はあくまでも固かったので「カーストの意見によると、イギリスに行きたいという君の申し出は妥当を欠いている。われわれの宗教は、海の旅を禁じている。われわれはまた、われわれの宗教を汚さないで、かの地で生活していくわけにはいかないということも聞いている。ヨーロッパ人といっしょに飲み食いしなくてはならない!」「ここなる少年は、本日よりカーストから追放された者として取り扱うものとする。彼に援助の手を差し伸べた者、見送りに波止場に行った者は、全員1ルピー4アンナの罰金に処する」と決議された。^(註2)カースト追放は一般人にとっては「死」をさ意味するのである。カーストの範囲は、Loharで60~70ヶ村、Chamarは5ヶ村と一定していない。また村にない職業の場合は他村の職業カーストがかけもつのである。

〔不可触賤民制〕カースト制度の最大の問題点は不可触賤民に差別が集約されることである。その起源は古く、J. Nehruによると原始仏典ジャータカ(本生経)^(註3)に主として死体処理に携わった若干のチャンダーラに由来するというのが、彼らはカースト外として扱われヒンズー寺院への参詣は禁止され、伝染病などの罹病率高くその伝染を避けるためだとはいえ、一般人の使用する井戸には近づけない。その世襲職業は、動物死体処理に皮革品製造、見張り番、清掃夫など雑役、下僕に農業労働者が多く、都市工業労働者も肉体労働、雑役などの単純労働が中心で熟練技術を要する部門には採用されないなど差別は解消されていない。

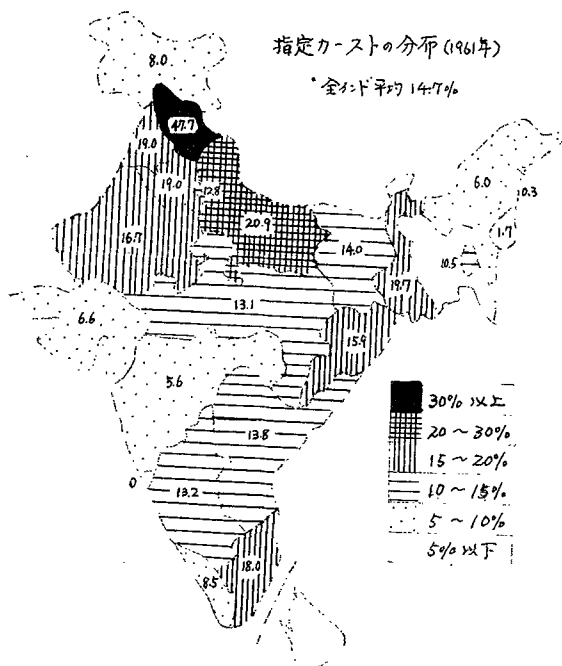
断食を含むあらゆる手段で彼らの解放運動を推進したM. GandhiはハリジャンHarijan(神の子の意)の名称を与え、主宰する機関紙も「ハリジャン」と改

称したほどである。尚、政府は“指定カースト Scheduled Castes”の用語を使用している。

「不可触賤民制は廃止され、そのような慣行はいかなる形式であれ禁止される。不可触賤民制に起因する無能力を強制することは、法律により刑罰を科しうる犯罪とする(憲法第17条)。』と不可触賤民制廃止が明記され、

「市民は、単に宗教、人種、カースト、性、出生地の全部あるいはその一つのみを根拠とし、次の点につき、無能力とされ、責任を負わされ、制限をうけ、あるいは条件を課せられることはない。一商店、公共食堂、旅館、公共娯楽場への立入り、あるいは井戸、貯水池、沐浴場、道路及び公共保養地で、全額あるいは一部が国家の資金で維持されているもの、あるいは一般公共用に供されるものの使用(憲法第15条)」。

このように、憲法に差別廃止事項が14ヶ条にわたって規定されているほかに、1955年には“不可触賤民法”が制定され、不可触賤民との理由で上記憲法規定項目のほかに礼拝場での礼拝、聖なる池、井戸、泉から取水することを妨害する者を処罰すると同時に、社会的無能力の理由で、公立病院、あるいは教育施設、河川、水道、火葬場、衛生施設、旅人休憩所などの使用を拒否する者に6ヶ月以内の懲役あるいは500ルピー(約2.5万円)以内の罰金が課せられることになった。このことは、現実にかかる差別が存在することを意味しているのである。政府は、委員会を設置し、各種宣伝手段などを通じて積極的に差別撤廃をはかっている。その先頭にたつのが、父Nehruの反対を押しきってパーシー教徒のF. Gahdhiと結婚したS. Indira Gandhi 現インド首相である。下院Lok Sabha 521議席中77、州議員も3563議席のうち503が不可触賤民に割り当てられている。現内閣の食糧農業相Jagjivan Ramは不可触賤民出身者である。未開拓地の開墾、子供の就学奨励、家屋改善、井戸掘さくなどに政府資金を投じ、中央政府をはじめ官庁の一定数官職を彼らに保留するといった施策をとっている。しかし、実施には徹底を欠き、生活向上への実効はあがっていないようである。そのためヒンズー教から仏教への集団改宗者がMaharashtra州を中心にかなりでており、1951年センサスでは0.05%にすぎなかった仏教人口の比率が61年には300万人が増加して0.74%に急増している。日本人僧侶の熱心を布教にもよるが、とくに1955年のBhmras Ramji Ambedkar(不可触賤民出身)の活躍を忘れることができない。尚、彼こそは全印被抑圧階級連盟(All-India Depressed Classes Congress)をひきいて不可触賤民の地位向上と法律改善に献心した中心人物であった。



現在、インド全人口の14.7%にあたる6442万(1961年センサス)が不可触賤民で、その分布にはかなりの地域差があるがGanga流域は比較的高密度となっている。

〔カーストの変質〕旅行中に幾度か論議をよんだのはカースト制度の変化をどの程度に評価するかという点にあったが、一般にインドインテリ層ではカースト意識の退勢を強調する者が多かったようである。この問題はすでにK. Marxが「鉄道制度から生まれてくる近代工業は、世襲的な分業を解体させるであろう。そして、この世襲的な分業は、インドのカースト制、このインドの進歩とインドの力とにたいして決定的な障害になっているものの土台である。」と自給自足経済を基調とする村落共同体に基盤をおいたカースト制度が、交通の発達と、それともなり近代工業の発展で自給経済体制の崩壊を招来することを述べているが、この傾向は都市において著しい。工業の発展は労働市場を拡大し自由雇用の機会を増大させる。農村から都市へ、農業から工業労働者への労働力移動はカーストを超える作用をなし、交通・通信・交易の発展がそれに拍車をかけている。農村から都市への通勤者がもたらす朝夕の駅のラッシュも旅行中ではごくありふれた

光景であった。この影響は農村社会にも波及し、都市工業は農村手工業を圧倒して世襲職業は奪われていく。貨幣経済の浸透はカーストヒエラルキーを変動させる要因となる。これはとくに中層カーストに顕著である。厳重に守られていた共餐は、工場、病院、学校などでは実行されなくなっている。独立後施行された土地改革は実効があがらなかったといわれるが、上層カーストである地主、富農の特権は剥奪され、その支配力が弱体化した点も見逃せない。教育の普及も変動の重要要因である。教育機関は原則としてカーストは平等に扱われ、不可触賤民には奨学金までだして就学率を高める配慮が払われている。そのうえ、伝統的なインド人社会に西欧風の生活様式が浸透して変化を促進させる。上層カーストにそれが著しく、かえって下層カーストは上層カーストの生活を真似る傾向があるようである。

しかし、変動を過大評価するのも正當ではない。近代工場でさえも、カースト内の信用をもためぬ者は採用されず、採用にあたってその出身カーストに応じて職種が限定される場合も多い。離村して都市工業労働者となってもカーストを離れることに不安があり、近代的労働力への脱皮を困難にしている。帰省のための長期欠勤が工業経営に大きな障害となる例もある。姓名が出身カーストをよく示す場合も少なくないことも変化を妨げている。^(註6) まして、農村においては、その変化は緩慢であり、貧富の差は容易に解消されず、複雑なるカースト秩序を根柢からくつがえす程の著しい変化は認められないようである。

(註1) D. M. Majumdar, *Caste and Communication in the Indian Village* 1958 福武直編 インドの農村社会構造
アジア経済研究所 1962より引用

(註2) 蠟山芳郎訳 ガンジー自叙伝 世界の名著63 中央公論社 1967

(註3) 辻、飯塚、蠟山訳 ホネルー インドの発見 上 岩波書店 1949

(註4) 大内、細川訳 K. マルクス イギリスのインド支配の将来の結果
ML全集 第9巻 大月書店 1962

(註5) 識字率全インド平均24.0%(1961)。教育は原則として州政府の責任。
初等教育(6~11才)の児童数は1950/51 1915万人
1965/66 5120万人と増加している。

(註6) ボンベイ繊維労働者の47%は年1度、18%は年に2度、6%は年3度以上帰村している。(インドの労働事情、アジア経済研究所)